

2月定例県議会代表質問

2014年2月27日 長谷部淳県議

質問

日本共産党の長谷部淳です。日本共産党福島県議団を代表し、質問をいたします。

今月に入って2週に渡って県内各地を襲った豪雪は、幹線道路や生活道路の寸断、鉄道、バスの運休などにより県民生活、生産活動に広範で多大な影響を及ぼしました。被害にあわれた県民のみなさんにお見舞いを申し上げます。県民の孤立や避難所設置、食料不足などが明らかになった時点での災害救助法適用、被害の把握による激甚災害指定の要請、なにより農業復旧・再開への具体的支援策を迅速に講じることを求めています。

私は、今回のような豪雪を想定した地域防災計画の充実が不可欠と思います。そこで、計画でも位置づけられている道路の除排雪について、狭隘な道路・歩道を含め、生活道路における除排雪体制を強化すべきですが、考えをお聞かせください。

また、応急仮設住宅での除排雪については、計画に位置づけられていません。そこで、今回の事態を受け、大雪時の応急仮設住宅の除排雪について、県はどのように対応するのかお示ください。

さらに、今回は、透析患者が孤立する事態も生まれました。高齢者、障がい者などの要配慮者に、雪による一時的な孤立など不測の事態が発生した場合の支援体制について、県としてどう考えるか、お聞かせください。

来年度一般会計当初予算案に関してうかがいます。総額1兆7,145億円の規模は、過去最高だった今年度に次ぐものです。知事は「復興が県民に見えるように編成した」と説明されました。復興の基本は人間の復興です。家族や社会とのきずなを断たれ、生活と生業を喪失させられ、医療・福祉の崩壊は長期避難生活や低線量被ばくによって増幅され、朽ち果てた財産などはすべて、憲法に保障された基本的人権の侵害であり、その回復こそ県民の目に見えなければなりません。県民一人ひとりの人権回復に向け、被災者に寄り添った予算をどのように編成したのかお聞かせください。

また、環境創造センターなど各研究開発拠点事業が復興の目玉とされていますが、たとえば県立医大に整備を進める「ふくしま国際医療科学センター」が、地域医療に臨床的にどう貢献し、福島復興とどう関係するのか、明らかではありません。各分野の研究を推進するならば、しかるべく研究関連予算として確保すべきと思います。各研究開発拠点事業を新たに整備するのであれば、その整備によって、県民の暮らしと生業と心の復興にどうつなげるのか明らかにする必要があります。

そこで、各研究開発拠点の整備により、県民の暮らしの復興にどのようにつなげていくのか、県の考えをお示ください。

予算案の歳入では、個人消費も伸びるとして、県税収入を今年度当初比で約10%増を見込んでいますが、不透明な数字です。県民生活は、たとえばガソリンスタンドの灯油売り場には、18リットル缶に5ないし10リットルと小刻みに買う人が3割程度に増えていたり、自宅で暖をと

れない高齢者がコンビニやスーパーで就寝時間ぎりぎりまで過ごす姿が目につくようになっていたりなど、深刻な実態です。県民のこうした貧困化に目を向け、県民要求を県政の珠玉としてみる姿勢こそが予算編成には不可欠だと思います。

今現在、灯油価格の高騰が県民生活を直撃しています。2007年、2008年には福祉灯油が実施されました。当時と比較しても灯油の価格は20%近く高騰しています。すでに山形県や秋田県で検討が始まった福祉灯油について、本県も実施すべきと思いますが、考えをお聞かせください。

さて、大震災および原発震災から3年が過ぎようとしています。原発事故の原因はいまだ解明されず、溶け落ちた燃料がどこにあるかも特定できず、汚染水はふえ続け、事故収束の見込みすら県民にはまったく示されない事態が続いています。こうしたもと、いまだに14万人近い福島県民は先の見えない避難生活を強いられ、震災関連死者数は直接死者数の1,607人を超え、1,656人となりました。原発事故収束と県内原発10基廃炉、そして原発ゼロの願いを実現することは、福島復興の大前提ともいえるものです。

ところが安倍政権は昨年12月、「2030年代に原発ゼロ」の政府方針を投げ捨て、あからさまな原発推進を宣言する「エネルギー基本計画案」を発表し、県民を驚かせました。計画案では、原発を「優れた安定供給性と効率性」があり、「運転コストが低廉」で「温室効果ガスの排出もない」と持ち上げ、「エネルギー需要の安定性を支える基盤となる重要なベース電源として引き続き活用していく」としていました。「重要」「ベース」と最大限の言葉で形容し、福島原発事故の「反省」は口先だけで、福島を切り捨て、原発推進にひた走る姿勢は、おととい決定された案でも変わりません。

だいたい、原発だのみの温暖化対策が成功したためしはありません。原発は出力が調整できないため、日本では石油に代わるエネルギーとして原発と石炭火発をセットで進めてきました。その結果、80年代以降、石炭火発が拡大し、原発とともに温室効果ガス排出量をふやしてきたのが現実です。

安倍政権は、第19回気候変動枠組条約締約国会議、いわゆるCOP19において、温暖化ガスの1990年比25%削減を撤回し、90年比3%増を表明しました。世界第5位の大量排出国としての責任を投げ捨てる態度です。

政府は、福島原発の重大事故で、火力発電の拡大が不可避になったと言いますが、緊急避難的にはやむを得ないとしても、根本の原因は、原発だのみのエネルギー政策を推進し、電力関連予算の約7割を原発にまわし、再生可能エネルギーの普及や低エネルギー社会へのとりくみに本腰を入れてこなかったことにあります。温暖化対策のためには、新たな火発の設置は認めず、既存火発の効率化を図り、再生可能エネルギーの爆発的普及により、温室効果ガスの排出削減にとりくむべきです。また、火発の燃料である石炭の消費量を抑えるため、事業者の電力消費量を削減することも重要です。

そこで、県として県内事業者と温室効果ガスの削減協定を結び、排出量報告を義務づけることを提案しますが、見解をお聞かせください。

安倍首相は、「原発ゼロを約束するのは無責任だ」とする根拠に「ドイツは原発を止めても、原発政策を維持するフランスから電気を買える」といった話を繰り返します。事実と反する話です。ドイツ・エコ研究所の研究者によれば、ドイツは2003年以降、一貫して電力輸出国です。

ドイツ・フランス間では、フランスからスイスやオランダへ輸出される電力がドイツを経由するため、物理的な移動で見ればフランスが輸出超過に見えるものの、実際の貿易量を示す商業的移動ではドイツの輸出超過が現実です。夏場だけは、フランスの原発が発電調整できないため、電力が余り市場価格も安い電力をドイツも輸入しています。ヨーロッパのこうした事情に目をつむり、原発事故に向き合おうとしない安倍首相の姿勢は無責任というほかにありません。

私は、福島原発事故の教訓を徹底して引き出すとともに、原発ゼロへ向けた政治決断を国に求めることは福島県の責務だと思います。見解をお聞かせください。

政府の「エネルギー基本計画案」には、核燃料サイクル政策についても「推進する」と明記されています。日本原燃は、今年1月7日、青森県六ヶ所村の使用済核燃料の再処理工場の稼働に向け、新規規制基準への適合性審査を原子力規制委員会に申請しました。核燃料サイクル政策の柱と位置づけられる再処理工場も高速増殖炉「もんじゅ」も見通しはありません。使用済み核燃料を安全に再処理する方法も、再処理後の高レベル・低レベル放射性物質を最終処分する方法もない核燃料サイクル政策はすでに破たんしています。また、「中間貯蔵」という問題の先送りではなく、最終処分の方法と場所を、専門家の知見も総集し、国民・住民の合意のもとに、国として責任をもって具体化する方針を明示すべきです。

そこで、核燃料サイクル政策から撤退し、使用済核燃料の最終的な処分の方法と場所と進め方の方針を明示するよう国に求めるべきですが、県の考えをお示しください。

また、県内での焦眉の課題となっている除染土壌などの「中間貯蔵施設」についてもまったく同様で、最終処分について国として責任をもった方針を示すことを求めるべきですが、考えをお聞かせください。

さて、かつて福島県は、核燃料サイクル政策について、国に対し、7つの疑問・問題点を提示し、いったん、立ち止まることを提起したことがあります。2002年9月の県エネルギー政策検討会による「中間とりまとめ」でした。知事は県自身の提起した問題点の検証もなく、2010年8月6日という日にプルサーマル導入を政治判断し、その7か月後に原発震災が起き、今に至っています。

私は、原発事故から3年が経とうとする今、その政治判断とともに、県として原発を誘致した姿勢を検証し、原発に依存しない社会こそ未来ある社会であることを、その検証と痛苦の体験を踏まえ、県民のみならず、全国へ発信すべきと考えますが、見解をお示しください。

原発震災の加害者である東京電力は、昨年末に総合特別事業計画、いわゆる再建計画を政府に提出し、政府はこれを今年1月15日に認定しました。新潟県柏崎刈羽原発を今年7月から順次再稼働させることで収支を改善し、安定的に黒字を確保することをねらいとしています。

知事はひと月前の定例記者会見で、柏崎刈羽原発の再稼働は、本県原発事故の実情を踏まえて判断すべきとの認識を示した、とのこと。本県原発事故の実情を踏まえたときに、柏崎刈羽原発再稼働などありえないとはっきりと態度を示すべきです。考えをお示しください。

そもそも、当事者能力がない東電の再建を前提としたこの計画は撤回し、国が直接事故収束・賠償・除染に全責任を果たす体制を構築するため、東電を破産処理するよう国に求めるべきですが、見解をお示しください。

この点にかかわって、東電への貸し手責任が問われるメガバンクの姿勢を取り上げておきます。東電へ無担保融資をしてきた三井住友銀行をはじめとする金融機関が、一昨年8月以降の新たな

融資と資金供与の大半を、取りはぐれのない担保付債権の「私募債」に置き換えさせ、自らへの弁済を原発事故被害者への賠償よりも優先させるしくみをつくりました。自分の取り分のことしか考えない身勝手なメガバンクの許せない姿勢です。こうした東電救済の資金調達方法について、検証を政府に求めるべきですが、見解をお示しください。

そもそも、再稼働そのものが、原子力規制委員会が昨年7月に決定した新規制基準に基づくものです。福島原発事故の原因すらいまだわからないのですから、新基準などつくりようがないのに無理やり再稼働ありきでつくられた基準です。ですから、各原発の地震・津波想定に対する数値の定めもなく、活断層があっても地表に見えなければ原発を建設してもよく、原子炉格納容器の設計変更には手をつけずにフィルターベントを設置し、事故のときには放射性物質を放出することを前提にし、住民の避難計画は自治体まかせというもので、福島の事故などなきものとする抜け穴だらけの基準です。この新規制基準による再稼働審査そのものを中止すべきです。

そこで、原発の新規制基準について、福島原発事故の原因を究明し、その教訓を盛り込んで抜本的に見直すよう国に求めるべきですが、見解をお聞かせください。

ところで国も東電も、オール福島の願いと言っていい県内原発10基廃炉に背を向け、第二原発4基の廃炉を明言しません。再稼働の対象としていると見るほかにありませんが、第二原発において原子力災害が発生した場合の住民避難計画について、県の考えをお示しください。

次に政府が昨年12月20日に決定した「原子力災害からの福島復興の加速にむけて」、いわゆる「復興指針」についてであります。これには「町の分断がありうる」「住民の心の分断を生みかねない」と懸念と批判が決定直後から出されているように、被害者である住民と自治体にあいかかわらず上からの線引きで格差を持ち込み、分断と幕引きをはかるものです。同時に、加害者である東京電力を国民の税金と電気料金で救済するものになっています。私は、被災者を分断するいっさいの線引きや排除、「期限切れ」を理由にした切り捨てをせず、事故前にどこに住んでいたかにかかわらず、避難している人もしていない人も、ふるさとに戻りたい人も戻れない人も、すべての被災者が生活と生業を再建できるまで、国と東電が責任をもって等しく支援することを「復興指針」の大原則とすべきだと思います。

そこで、国の復興指針について、国の責任で、全面賠償と、福島県民の命・健康・暮らし・環境を守る具体的対策の徹底を国政上の最優先課題とすることを明確にするよう改定を求めるべきと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

また「復興指針」は、原子力規制委員会が昨年11月20日に示した「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」をふまえ、「住民の方々の自発的な活動を支援」するとしています。ここに国の姿勢の根本が現れているのではないのでしょうか。国は住民を「支援」する立場などではなく、第一義的責任を負って解決にあたる姿勢をこそ県は求めるべきです。

「基本的考え方」は、帰還後の住民の被ばく線量の評価は、個人線量を用いることを基本とするとしています。個人の管理でどこまで正確に線量を測定できるのか、はなはだ疑問です。もちろん、今後も、県民個人が、線量計を自ら持って放射線量を計測し、健康を自ら守る手段として、自主的判断のもとに活用することは続くでしょう。問題は、国が健康を守る全面的な施策の一環として、住民の参加と協力を求める位置づけではないことです。

私は、帰還後の住民の被ばく低減のため、被災者に自己責任を押しつける姿勢を排し、加害者としての国・東電の責任を前面に、空間と土壌のよりきめ細かなモニタリングと情報提供を行なうよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお示してください。

次に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が昨年12月26日に決定した「中間指針第4次追補」についてです。

事故発生後7年目以降の帰還困難区域については精神的賠償の700万円追加賠償で打ち切り、居住制限区域・避難指示解除準備区域については避難指示解除後1年を目安に賠償打ち切り、ほかの場所に住宅を確保した場合にはその時点で避難費用の支払いは打ち切りといった、実情にそぐわない、根拠のない打ち切りは撤回し、あくまでも被害実態をふまえた十分な賠償が継続される指針を策定するよう国に強く求めるべきですが、県の考えをお聞かせください。そもそも帰還困難区域での精神的賠償に上限を設けることは、避難指示解除の時期を早め、住民の意思に基づかない帰還を強制しているかのようです。そればかりか、避難指示を受けなかった県民も、間違いなく自然放射線量よりは高い放射線量のもと、廃炉を確実に見届けるまで生き続ければおそらくそれまで、働き、学び、子育てをし、生涯にわたって健康不安、社会的差別などを背負って生きなければなりません。こうした事実は審査会の眼中にないかのようです。こうして被災県民を分断し、同一町内の避難者を含めて同じ避難者を分断し、精神的苦痛を勝手に分断して切り捨て、賠償の終わりだけは決めようとする指針は受け入れがたいと言わなければなりません。

指針が言う「合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応」を言葉だけにしてはなりません。たとえば、帰還困難区域以外でも生活再建には避難先での住宅確保は必要であり、その後に避難元に帰るための費用の明確化や、住宅確保にかかる損害では住宅、宅地の損害に区域による格差を設けないなど、県自身も今月6日、「すべての損害について、損害の範囲を幅広く捉え、被害者の生活や事業の再建」へ向けた「完全賠償」を緊急要求したように、区域などで県民を分断しない指針を策定するよう国に求めるべきですが、見解をお示してください。

次に放射能汚染水対策についてです。

国が昨年12月20日に追加対策を発表したあとでも、観測用井戸で検出される放射性物質の観測値が次つぎと過去最悪を更新し続け、深い地層の地下水からも放射性物質が検出され、今月に入ると、昨年7月に採取した地下水から、当時は全ベータを1リットル当たり90万ベクレルとしていたものが、実は、放射性物質ストロンチウム90が1リットル当たり500万ベクレル検出されたと発表しました。高い測定値を得ていながら半年間も「分析中」として公表しなかったのは、データ隠しと言わざるを得ません。放射能汚染水の量も過小評価されている可能性大です。先週20日は、水位上昇の警報後も水位を確認しなかったタンクから、全ベータが1リットル当たり2億3,000万ベクレルもの高濃度放射能汚染水が約100トンもあふれ、東電の事故処理対応のお粗末ぶりがまた浮き彫りです。

とりわけ漁業者は、この放射能汚染水問題で試験操業が中断させられるなど、何度も苦しい思いをさせられました。試験操業が本格操業へ向けた道半ばであることは言うまでもありません。多核種除去装置で処理しても除去できないトリチウムが残っている限り、海洋放棄には明確に反対していますし、事故収束宣言の取り下げと、国が前面に立った事故対応を求めています。

県はこうした声を正面に受け、より具体的に、国が責任をもって、「放射能で海を汚さない」ことを大原則にした、放射能汚染水対策と廃炉に責任と主体性をもつ充実した体制の現地対策本部を設置するよう国に求めるべきです。見解をお示してください。

また、漁協における自主検査体制の強化への支援が必要と思いますが、県のとりくみをお聞かせください。

さらに、海底土壌の汚染が魚介類に与える影響について、さらなる調査・研究が必要だと思いますが、県のとりくみをお聞かせください。

いずれにせよ放射能汚染水問題の解決と事故収束は、長期にわたる努力を必要とし、内外の英知を総結集したとりくみとなることは明らかです。国に対し、原発敷地内だけでなく、原発周辺を含めた地層構造や地下水の挙動、海域への影響を含め、日本の科学者、技術者、産業界の英知を総結集し、対策と問題解決のための場を立ち上げることを求めるべきですが、考えをお聞かせください。

さて、放射能汚染水処理を含め、廃炉作業にたずさわる作業員の健康管理と人材確保、人材養成に関してうかがいます。

知事は昨年12月19日、東電社長に対し、「計画的に人材を育成・確保し」、「作業環境の改善や適切な労働条件の確保に一層取り組むこと」を申し入れました。また今年1月8日に知事をおとずれた東電社長に対し、「作業員の6〜7割は県民だ。東電の健康管理がどうなっているのか」「健康管理の状況を正確に知らせてほしい」と要請した、と報じられています。

東電が持つ作業員の被ばく線量などのデータを県の県民健康管理調査においても共有し、被ばく線量や健康状態を継続的に監視するもの、と理解します。

そこで原発作業員の被ばく線量などのデータについて、どのように共有化を図り、県民の健康管理につなげていくのか、県の考えをうかがいます。

東電のデータは厚生労働省に報告されており、原発作業員の健康管理の最終責任は厚労省にあり、県民健康管理調査との情報共有化を図るにあたっては、国の責任を明確にして進めるべきです。原発事故収束・汚染水対策・廃炉にかかわる作業にたずさわる労働者は、文字通り福島の将来を切り開く最前線の労働者です。作業そのものは国家プロジェクトであり、廃炉へ向けた国の姿勢が真剣かどうか問われると思います。そのプロジェクトにたずさわるにふさわしい健康状態把握は不可欠です。私は、作業員全員に「福島第一原発被ばく管理手帳」を交付し、健診と医療を無料とし、健診項目を充実して身近な医療機関で受けられるようにすること、心理的側面を含めた総合的な健康相談センターを開設すること、認定する疾患を拡大するなど労災認定基準を改正するよう国に求めるべきですが、見解をうかがいます。

あわせて、人材の確保・養成の前提となる、作業員のこうした健康状態の把握とともに、賃金保障などの労働条件確保、作業従事後の生活保障などを確実にするしくみの構築を、国の責任で行なうよう求めるべきです。考えをお聞かせください。

次に再生可能エネルギーの普及と省エネについてです。

再生可能エネルギーの推進施策について県は、2012年3月に改訂した「推進ビジョン」において、「地域の資金で再生可能エネルギーの導入を推進し、そこで得られる利益を地域に還元し、

資金が地域で循環する仕組み」づくりを示し、昨年2月の「アクションプラン」において、地域発の再生可能エネルギー事業を支援するためとして、「県再生可能エネルギー推進センター」ならびに「ふくしま再生可能エネルギー事業ネット」の設立・運営をかねました。「地産地消」「自立分散型」で再生可能エネルギーを普及しようとするれば、住民自身がこれまでのエネルギーや電力の消費者の立場から、生産者・供給者としての立場への転換も求められます。

県内での再生可能エネルギー導入促進を図るうえでは、地域が主役の視点が重要であり、地域主導による事業推進へ向け、担い手となる人づくりや事業者の育成など、さまざまな課題を克服しなければなりません。

そこで、県再生可能エネルギー推進センターについて、地域主導による事業推進をどのように図っていくのか、県の考えをお聞かせください。

さて、昨年9月、7年ぶりに「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)報告が出されました。報告書は、気温上昇を2度未満に抑えるためには、二酸化炭素の累積排出量を炭素換算で約8,000億トンに抑える必要があるとしました。すでに約5,300億トンが排出されており、残りは約2,700億トンです。現在、毎年約100億トン排出しているので、約30年後には二酸化炭素を出してはならない時代が来る、というのが、世界の科学の英知を集めた政府間機構の結論です。

省エネによってエネルギー需要を減らし、その需要を再生可能エネルギーでまかなう時代の到来です。

そこで県として、省エネに関する施策をどのように進めていくのか、考えをお示しください。

一昨年、県議会としてドイツをおとずれた際、フライブルグ市では、エネルギー政策において「省エネ」「再生可能エネルギー」「効率的な技術革新」を三つの柱とし、行政としてその推進のしくみづくりを進めている様子を調査しました。その調査をふまえ、県に対しても広域行政としての推進策、支援策の構築を提言したところです。フライブルグ市の「省エネ」施策では、建物のエネルギー消費の仕方を課題とし、外気温がマイナス15℃までは暖房をしなくてすむ無暖房住宅の開発・建設も進められていました。

このことから、県内中小企業者の省エネに関する技術開発への支援について、県の考えをお示しください。

原発推進政策へ回帰する安倍政権の暴走にかかわってうかがいましたが、暴走は原発推進にとどまりません。昨年の特定秘密保護法の強行、内外の批判を承知したうえでの靖国参拝、国民が望まず、財界が望む消費税増税、その増税は社会保障のためだと言いながら、社会保障はあらゆる分野での改悪メニュー、集団的自衛権行使や武器輸出三原則の廃止へ向けた国家安全保障戦略・新「防衛計画大綱」・「中期防衛力整備計画」、隣国には戦争準備としかうつらない来年度の軍拡予算案など、やりたい放題の暴走です。

まずうかがいたいのは、福島県と中国・韓国との関係にかかわってです。

今や海外との交流は、市町村を含め、地方自治体としても当然のこととして行なわれているのが現実です。いわゆる国の専権事項としての「外交」にくくられて、地方は口出しできない課題ではまったくなくなっています。県としても1993年度から「海外との地域交流」に着手していました。中国の上海事務所は来年で開設10周年になります。こうしたなか、隣国である中国・韓国との経済、観光、学術などの交流も進められ、原発事故前には福島県延べ宿泊数は韓国から

4万3,000人、中国からは7,600人を超えていました。現在は原発事故とその後の放射能汚染水問題で激減していますが、原発事故後の一昨年の9月、訪中した知事が、日本政府の尖閣国有化をめぐる、中国政府の民間航空担当部門トップや中国東方航空会長との会談が突然中止されたように、政府の姿勢が自治体の隣国交流の妨げになることも明らかです。

いうまでもなく中国と韓国は、日本による侵略や植民地支配を受けた国です。靖国神社はその日本の戦争を、「自存自衛」「アジア解放」の「正しい戦争」だったとし、その「近代史の真実」を国民に知らしめることを自らの使命とする特異な神社です。神社とは名ばかりの政治運動団体です。靖国神社にとって日本の侵略戦争は「正しい戦争」ですから、A級戦犯を合祀することも当然ということです。しかもこの合祀は、天皇のためにたたかって死んだかどうかであり、死者を選別することに本質があります。だから、白虎隊をはじめ戊辰戦争で賊軍とされた会津藩・二本松藩・白河藩などの戦死者、原爆や空襲の民間犠牲者、旧「満州」など外地で死んだ一般国民はまつられていません。

日本は戦後、侵略戦争の誤りを認め、戦犯への裁判などを経て、国際社会に復帰しました。過去の侵略戦争を誤りと認めることが戦後の出発点であり、首相の靖国参拝は、「不戦の誓い」どころか、戦後の国際秩序と戦後日本の原点への挑戦として許されません。だからこそ、中国や韓国だけでなく、国連事務総長、アメリカやロシア、ヨーロッパの国ぐにからもきびしい批判をあびているわけです。アメリカのニューヨーク・タイムズ電子版は今年1月1日、安倍首相に続き、新藤総務相が靖国を参拝したことについてロイター電を使って報道し、「中国と韓国は日本により支配され、占領され、植民地化されてきた。日本は謝罪しているが、政治家のそれに反するような発言・行動が誠実さを疑わせてきた」と指摘しました。

私は知事が、中国や韓国との友好協力の立場から、首相が、侵略戦争を肯定・美化する立場に置くことを世界に宣言するに等しい靖国参拝をきっぱりとやめるよう求めるべきですが、知事の考えをお聞かせください。

さて、現行憲法について知事は、昨年6月21日、わが党の宮川議員の質問に答え、「日本が戦争の惨禍から立ち直り、今日の繁栄を手にすることができたのは…不戦の誓いを掲げた憲法の制定によって、平和を希求する国家として国際社会から信任を得たことが大きかったから」と述べました。まさにここに戦後日本の原点があると思います。

これを「戦後レジーム」として破棄し、「脱却」するのが安倍首相の立場です。改憲に執念をもつ安倍首相は、昨年末に初めて策定した「国家安全保障戦略」で、歴代政府が保持してきた「専守防衛」の基本理念を、集団的自衛権の行使容認をにらんだ「積極的平和主義」にすり替えました。歴代自民党政権のもとで確立した憲法九条解釈によっても憲法違反とされる集団的自衛権を、解釈変更によってその行使容認へ踏み出そうとする安倍政権の驚くべき姿勢と言わなければなりません。まさに戦争する国づくりへの暴走と言わなければなりません。私は、地方自治の観点から、安倍首相の進めようとする手法を徹底批判しなければならないと思っています。

現行憲法に基づく地方自治は、憲法がよりどころとする国民主権原理、平和主義原理を実質的なものとする位置づけです。経済成長を優先させた国に先んじて、自治体が公害対策にとりくんだことも、神戸市が非核証明を提出しない外国艦船の入港を認めずに住民の安全を守っていることはその好例です。また、港湾や空港の管理権者が都道府県知事とされるのは、まさに戦前の反

省をふまえ、政府が一元的に港湾などを管理することによって戦争を始めることにタガをはめたのです。

ところがこのしくみは、たとえば 2003 年の「武力攻撃事態法」などによって、法的には骨抜きにされています。すなわち、「武力攻撃事態」などの際に、対策本部長である首相は、「対処基本方針」に基づき自治体と総合調整を行なうことができ、調整がうまくいかない場合でも、対処措置を実施すべきことを首相は指示し、さらに自ら執行することができるしくみです。集団的自衛権行使容認となれば、このしくみ発動の条件が広がることになり、平和主義原理の実質化を図るはずの地方自治も死滅です。自民党改憲草案は、「国及び地方自治体は…相互に協力しなければならない」とし、憲法的に自治体に対し政府の意向を強制できるしくみです。

私は、知事が示した憲法認識に基づき、そして、国民主権・平和主義の実質化を図る地方自治体の長としての立場から、安倍首相による集団的自衛権行使容認にきっぱりと異議を申し立てるべきだと思いますが、知事の見解をうかがいます。

安倍暴走は、教育行政分野でも顕著です。安倍自民党は、政権奪取前から党に「教育再生実行本部」を設置し、教科書、道徳、教育委員会などで教育右傾化政策を策定し、その本部長を文科大臣にすえ、さらに法的根拠のない、首相直属の「教育再生実行会議」を設置し、首相の靖国人脈を並べ、その会議に次つぎとタカ派色の強い提言を出させ、それを文科省に行なわせるという、かつてない態勢です。最大のねらいは、従来の一線を越えて教育を右傾化させることです。

安倍首相のもとで、その先駆けと位置づけられているのが、首長を教育行政の執行機関とし、教育委員会を首長の付属機関としてしまう、教育委員会制度改革ではないでしょうか。昨年 10 月 28 日付けの全国都道府県教育委員会連合会と全国道府県教育長協議会のそれぞれの会長名での「今後の地方教育行政の在り方に対する意見について」では、各都道府県教育委員会の調査の結果、教育委員会を執行機関として残すべきとする意見が約 7 割に達し、地方教育行政の政治的中立性、継続性・安定性は引き続き確保されるべきであるとする回答が圧倒的であったことを紹介しています。

そこで県教育委員会は、地方教育行政の執行機関を地方公共団体の長にするとした中央教育審議会からの昨年末の答申をどのように受け止めているか、うかがいます。

現在の教育委員会制度は、教育委員会法に書かれてあるとおり、「教育が不当な支配に服することなく…公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために」、文部省や首長から独立する合議制執行機関として 1948 年に出発しました。戦前の文部省と首長による政治的・官僚的支配への強い反省からにはほかなりません。その後、1956 年の地方教育行政法によって教育委員会制度は大改編され、公選制だった教育委員は任命制にされ、独自の権限も大幅に縮小され、その後の「形がい化」の根本的要因にもなりました。

私は、地方教育行政が学問の自由や教育を受ける権利の自由など基本的人権の保障、地方自治の原則にのっとり、国や行政機関から独立し、国民に直接責任を負うものとした原点が重要だと考えます。その原点は、成長・発達の主体は子どもたちであり、その子どもたちの実態から出発することなしに教育の目的である人格の完成はなしえない、との教育の条理から導き出されたものと思います。こうした原点に立ち返り、住民・保護者・教職員・各分野の専門家などが参加する、開かれた民主的・自治的かつ専門的な権限と機能をもった教育委員会として再生させること

こそ、今、求められていると思います。

そこで、現行制度における教育委員会の権限や機能が形がい化しているとの報道などにおける指摘について、県教育委員会の考えをお聞かせください。

次に道徳の「教科」化についてうかがいます。当面、国は検定教科書を使用するという意味で「特別の教科」にする方針と伝えられています。だいたい、道徳を教科にするということは、学習指導要領で教えるべき内容を決め、検定を通った教科書を使い、教科書の内容を覚えたかどうかをテストで計測し、成績をつけることです。

こうした道徳教育や生活指導は、人間が本当にそう思っているか、や、現実の中でそのように行動することができるか、が問題となるので、テストで計測しようがありません。ましてたとえば、愛国心をABCと評価すれば、思想・良心の自由を侵害することは明らかです。

また、テストの答えは点数を取れるように書くが、実際はそうは思っていない、などという裏・表のある人間を育てかねません。

大震災・原発事故を体験した福島の子どもたちは、この日本社会が、人間的に生きるための支援の手をさしのべてくれる社会なのか、自分が突き動かされている人間的な思いを大人や教師がともに生きてくれる社会なのか、学校がそういう人間的な思いに満ちた場所として存在しているのか、思い悩んでいます。こうした子どもたちの問いに大人や教師や教育は応えなければなりません。

こうした体験をした県教育委員会として、道徳の教科化に反対すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞かせください。

加えて文科省は、教科書検定基準改定とあわせて「審査事項」を改定し、すべての教科書について、「教育基本法や学習指導要領の目標などに照らして重大な欠陥があれば検定不合格とする」として、教科書発行者を威嚇する究極の検定強化を図ろうとしています。下村文科相は「重大な欠陥があれば、個々の内容を審査しないで不合格にする」と説明しています。何が「重大な欠陥か、それは秘密」として理由も明示されないまま不合格にされてしまいます。廃止すべき特定秘密保護法と構造はいっしょです。すでに文科省は2009年3月に教科書発行者への通知「教科書の改善について」によって、教科書と教育基本法との一致を求め、すべての教科書について、教育基本法第2条の「愛国心」「道徳心」「伝統文化」など5つの条項が教科書のどの記述、内容、教材と一致しているかを検定申請時に提出する編修主意書に書くことを求めています。

今回、教科書検定基準の一部が改定されました。政権党と政府の見解と異なる見方・考え方を子どもたちの目や耳から遠ざけ、国家の支配者の見解だけを子どもたちの頭脳に教え込もうとする教科書検定のしくみづくりには、憲法が保障する思想・表現・学問の自由、そして子どもが学習し成長発達する権利を守る立場から、撤回するよう求めるべきです。

そこで、教科書検定基準の一部改定について、県教育委員会の考えをお聞かせください。

子どもたちの教育とのかかわりですが、阪神・淡路大震災では、心のケアが必要な子どもの数がピークとなったのは、震災から4～5年後と言われており、公立学校において、長期的に生徒児童の心のケアを行うための体制を充実すべきだと思いますが、県教育委員会の考えをお聞かせください。

また、震災によりさまざまなストレスを受けた就学前の子どもや保護者に対して、心のケアの専

門職である児童精神科医、臨床心理士などの長期的・継続的な支援が必要です。

そこで、子どもの心のケアの専門的相談や支援体制の充実にどのようにとりくんでいくのか、県の考えをお聞かせください。

また、臨時的任用教員の採用にかかわってですが、地方公務員法 22 条に基づく常勤講師などの臨時教員は、年度末に数日の空白期間を設けて任用を繰り返し、そのたびに社会保険から国民年金と国民健康保険に切り替え、再び採用が決まると社会保険に再加入する扱いのように聞いています。厚労省は「使用が継続していると認められる場合には、被保険者資格は継続するものとして取り扱うことが妥当」との見解です。

そこで、常勤講師などの臨時的任用教員採用時の社会保険の取り扱いの現状と今後の対応について、県教育委員会にうかがいます。

あわせて、少なくとも定数内の教員であるはずの常勤講師について、正規教員にすべきと思いますが、考えをお聞かせください。

次に、大きな社会問題になっているブラック企業対策についてうかがいます。

昨年 12 月 17 日、厚労省は「若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況」、いわゆる「ブラック企業調査」で、対象となった 5, 111 事業所のうち、82%にあたる 4, 189 事業所で労働基準関係法令の違反が見つかり、是正勧告を行なった、と発表しました。県労働局においても、63 事業所が対象となり、82. 5%の 52 事業所に是正勧告書を送付した、とのことでした。

ブラック企業の存立基盤は、労働者派遣法をはじめとする労働法制の規制緩和によって、非正規労働者を労働者全体の 4 割近くにまでふやしてきたことにあります。本県においてもその傾向は同じです。したがって労働市場は「正社員で募集すれば、いくらでも人が集まる」、また、働いている人は「やめたら正社員での再就職はできない」という恐怖感から、連日、深夜にわたる長時間労働にも、パワハラやいじめにも耐え、しがみつかざるを得ない状況です。ですから、ブラックな働き方が蔓延しているとしても、なかなか表に出にくいというのも現実ではないでしょうか。厚労省調査結果は氷山の一角と評されるゆえんです。他人には相談しづらい多重債務者をあぶりだすことから貸金業法改正につながった構造と似ているかもしれません。

私は、県自身がこうした実態をあぶりだすぐらいの構えで、就業形態の多様化への対応や仕事と生活との調和が取れた働きやすい環境整備を実質的に促進する役割を果たすべきと考えます。

そこで、県として、ブラック企業と疑われる企業の把握、是正の申し入れ、企業名の公表や労働相談窓口拡充など、ブラック企業根絶のために積極的に目に見えるとりくみを行なうことを求めますが、見解をお聞かせください。

同時に、悩みをもつ若者からは、労働時間や労働条件など、基準がわからないので、相談窓口はどう相談していいかわからない、といった声が少なくありません。その点で学校教育は重要です。労働基準法や労働組合法の基本はもちろん、労働組合の作り方、団体交渉の仕方、生活保護の申請の仕方、窓口で断られた場合の対処法、緊急時の駆け込み寺の存在など、ブラック企業に入ってしまった場合の対処法を教える教育を系統的に位置づけることが大切だと考えます。

そこで、県立高等学校において、働くうえで知っておくべき社会のルールについて教育すべきと思いますが、県教育委員会の考えをお聞かせください。

「ふくしま労働プラン」では、「雇用・労働を取り巻く環境の急激な変化や雇用情勢の地域差

が見られる中で、国の画一的な方法では応じきれない地域の実情に応じた施策の展開」を強調しています。若者が日本一働きやすく暮らしやすい県づくりが必要です。そこで、若者が働きやすい環境づくりを進めるべきだと思いますが、県の考えをお示してください。

あわせて県が締結する契約が、安心できる暮らしの基盤をつくるための公的な役割を再構築し、労働者の賃金改善によって県内経済の再生につながることを確実にするため、率先して公契約条例を制定することを求めますが、考えをお示してください。

次に農業にかかわってうかがいます。

これに先立ち、越年した環太平洋連携協定(T P P)に関してです。関税以外でも、知的財産分野では、アメリカが製薬企業の利益確保のために新興国に特許保護期間の延長を迫ったり、経済制度や発展のありようが違う国ぐにに国有企業と外国企業とを同等に扱う競争条件を押しついたり、「投資家と国家との紛争解決(I S D S)」手続きも企業優位で不公正との批判も続き、各国の対立の深さと交渉の行き詰まりが際立っています。なにより日本にとって、安倍首相がT P P交渉に参加するにあたって国民に説明した、「日本には一定の農産物のセンシティブティ(重要品目)があることをオバマ大統領が認めた」というのは、まったくの空約束で、アメリカは日本にも100%の関税撤廃を迫っていて、「例外なき関税撤廃」こそがT P Pの真実だということがあらためて明らかになっていることです。

政府・自民党が、自らの公約を守り、国会決議を守るというならば、T P P交渉から即時撤退する道以外にありません。

ここまではっきりした以上、知事は、政府に対し、自らの公約に基づき、T P P交渉から撤退することを強く求めることが当然のことです。明快にお答えください。

安倍政権は、T P Pに突き進む一方で、その受け皿としての農政改革を急ごうとしています。そのねらいは、農業の大規模化、農地利用の効率化・高度化を促進し、自由化に対応できる競争力のある農業経営の育成とされます。これを推進する決め手として創設されたのが農地中間管理機構(農地バンク)です。この機構による農地貸し付けにあたっては公募が義務づけられています。競争力が企業より劣るとして、地域でがんばっている大規模農家、農業生産法人などを排除する手段になりかねないこと、地域の認定農業者や集落営農に農地をあずけていた農家が、貸出先を有利な機構に変更する、いわゆる貸しはがしの事態も生じうること、機構の目的とされる参入の促進にあたって、増加している青年のIターン希望者などより、販売力・資金調達力のある企業経営者が優先されかねないことなど、地域の農家や関係者の共同で維持されてきた農地を、営利企業に提供する役割をになわされる懸念は、協議の場がもうけられる修正を施して法律となっているものの、骨格が変わっていない以上、なくなりません。また、機構が農用地利用配分計画の作成・決定にあたり、市町村に案の提出を求め、必要があれば農業委員会の意見を聴く、とされましたが、農地貸借の最終的な判断は知事にゆだねられ、地域の農業委員会や市町村関係者は排除されます。

こうしたしくみのもと、農地中間管理機構による農地貸し付けにあたり、競争力ある企業経営を優先するのでなく、地域の農家や関係者の話し合いに基づく担い手への集積を尊重すべきと思いますが、県の考えをお示してください。

次に、昨年11月末、乱暴で拙速に政府・与党が決定したコメ・水田政策についてです。この

政策は第一に、T P P参加による関税撤廃、農産物輸入のいっそうの自由化を見越した措置であること、第二に、国民の主食であるコメの需給や価格の安定に対する国の責任の放棄であること、第三に、生産調整の廃止による米価暴落に加え、小規模だけではなく多くの大規模経営をも窮地に陥れ、稲作・水田農業の総崩れを招くこと、第四に、水田や農地にかかわる各種交付金の見直しの効果もまったく不透明、という問題だらけです。はたしてT P Pを前提にし、原発震災や風評に苦しめられる本県農業が立ち直れるのでしょうか。

安倍政権によるこれら農政改革は、政府の規制改革会議や産業競争力会議での財界委員の意見を色濃く反映させるものばかりです。家族経営を中心に成り立ってきた戦後の農地制度や農業委員会制度を財界言いなりに解体させていいものなのでしょうか。農地・農業・農村に、「もうけ」を優先する企業論理を持ち込むことが、日本農業の再生につながるのでしょうか。日本農業の今日の危機的事態の根本原因は、歴代政府がアメリカや財界の言いなりに食料の大半を外国にゆだね、先進諸国のなかでも率先して農業保護を放棄してきたことにあることは明かです。安倍農政は、そこにメスを入れるどころか、財界を前面に立ててその路線をいっそう徹底し、危機を深めるだけです。私は県が、国に対し、主食用のコメの需給調整を政府の責任で行なうこと、価格保障制度を基本に所得補償制度を適切に組み合わせて農業経営を安定的に持続させる条件をつくること、水田の有効活用を進めるうえでも麦・大豆・飼料用米にとりくめる条件を整備することが重要であると考えます。

そこで、今回の国のコメ政策の見直しについて、県はどのように対応するのかお聞かせください。

次に、子ども・子育て支援の保育にかかわってうかがいます。

昨年9月議会において、新制度での補助金の対象となる施設の種類のふえることで、保育環境や保育条件に格差が生じないか聞いたところ、担当理事は「保育施設の種類にかかわらず…適切な保育が保障される」と答弁されました。新制度では、0歳から2歳を保育し、6人から19人定員の小規模保育が始まります。事故が多い低年齢児の保育ですから、県内どこでも保育の質を維持・向上させるために、全員保育士によって運営されるべきですが、県の考えをお聞かせください。

最後に、放課後児童クラブの制度見直しにかかわってうかがいます。厚労省としても今年度中に省令で指導員や施設・運営などの基準を定め、2014年度中に市町村が条例で基準を定め、2015年度から適用する方針と聞いております。日本一子育てしやすい県づくりを進める県としては、県内のどこであろうと、子どもたち一人ひとりが、安全で安定した安心感のある生活を保障する制度とするための責務は大きいと思います。

そこで県として、施設・設備や運営に関しても市町村まかせにせず、県内どこでも十分な水準の確保ができるようにすべきですが、見解をうかがいまして、質問を終わります。

答弁

佐藤雄平知事

長谷部議員のご質問にお答えいたします。いわゆる国の復興加速化指針についてであります。

昨年 12 月、「早期帰還と新しい生活の両面の支援」「東京電力福島第一原発の事故収束に向けた取組強化」「国が前面に立った原子力災害からの福島再生の加速」の三つを基本的な方向とした指針が閣議決定されました。

私は、避難をされている方も避難をされていない方も、将来に希望が持てるよう、地元の様々な声を聴きながら、県民一人一人に思いを寄せた復興を確実に実現していくことが、極めて重要であると考えております。

このため、国による、空間放射線量等のモニタリング、放射線に関するリスクコミュニケーション、除染の長期目標としての追加被ばく線量年間一ミリシーベルトの堅持、生活や事業の再建を果たすことのできる支援策、被害者の立場に立った迅速、十分な賠償など、具体的な取組の状況を常に把握し、広域自治体として、県民、市町村の立場から要所要所で、言うべきことはしっかりと主張してまいる考えであります。

次に、安倍総理の靖国神社参拝につきましては、総理自らの信念に基づいてなされたものと認識しております。

次に、集団的自衛権の行使につきましては、我が国の防衛の根本に関わる極めて重要な問題でありますので、国会の場で十分に議論していただきたいと考えております。

一、豪雪対応について

保健福祉部長

不測の事態が発生した場合の要配慮者への支援体制につきましては、市町村が進める、要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成、医療福祉サービス提供事業所等との連絡体制の強化などの取組について防災部門と連携して支援するとともに、昨年 12 月に民生委員を増員したところであり、日頃の見守り活動の強化にも取り組んでまいる考えであります。

土木部長

生活道路の除排雪につきましては、今回の大雪により、豪雪地域以外の地域で歩道を含めた生活道路の機能の確保に時間を要したことを踏まえ、除排雪体制を強化するため、豪雪地域を参考に、住民、バス事業者、市町村などの関係機関と除排雪の進め方やそれぞれの役割分担などについて、検討してまいる考えであります。

次に、応急仮設住宅の除排雪につきましては、現在、会津地方においては、除排雪を実施する市町村に費用の補助を行っております。今後、会津地方以外においては、大雪時に、応急仮設住宅を管理する市町村の要請に基づき、県が維持管理を委託している事業者が団地内の除排雪を行えるよう、検討してまいる考えであります。

二、当初予算等について

総務部長

被災者に寄り添った予算につきましては、避難地域の再生、帰還に向けた対策、生活再建・安定対策を最優先、課題とし、復興公営住宅を始めとする生活拠点の整備はもとより、避難者同士のコミュニティの維持や地域住民との融和を図る交流員の配置、被災高齢者等見守りネットワークづくり、被災者や子どもの心のケア・健康サポート、県外避難者へのふるさと情報の提供など、

きめ細かな事業の構築に努めました。今後とも、本県に息づく「思いやりの心」や「きずな」を尊重しながら、県民一人一人が復興を実感できるような取組を進めてまいる考えであります。

企画調整部長

各研究開発拠点の整備につきましては、本県の復興を先導し、県民が復興を実感できるシンボルとなるものであります。除染技術の開発などにより、放射性物質に汚染された環境の回復を目指す環境創造センターや、県民健康調査の着実な実施、最先端医療体制の充実を図るふくしま国際医療科学センターを通して、県民の安全・安心を確保してまいります。

さらに、製品開発から事業化までの一体的支援を行う医療機器開発・安全性評価センターの整備により、新たな時代をけん引する産業の創出と集積を図り、雇用を確保するなど、県民の暮らしの復興に向けて、積極的に取り組んでまいる考えであります。

保健福祉部長

福祉灯油につきましては、引き続き灯油価格の推移を見守るとともに、国や市町村の動向について情報収集に努めてまいります。

三、環境回復及びエネルギー政策について

企画調整部長

原発ゼロにつきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、甚大かつ広範囲な被害を受けたことを踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を優先し、国において検討されるべきものと考えております。今後とも、国及び東京電力に対し、県内原発の全基廃炉を求めていくとともに、原子力に依存しない社会の実現に向け、全力で取り組んでまいる考えであります。

次に、使用済核燃料の最終的な処分につきましては、国及び事業者の責任において適切に行われるべきものと考えております。県といたしましては、今後とも国に対し、本県に使用済核燃料の最終処分場の設置を行わないことや放射性廃棄物の処理方法等の確立を求めてまいりたいと考えております。

次に、原子力に依存しない社会づくりにつきましては、本県の復興計画の基本理念に掲げ、その理念を県民と共有し、県内外に発信してきたところであり、今後も引き続き、県内原発の全基廃炉を国及び東京電力に求めていくとともに、再生可能エネルギーの飛躍的推進などを図りながら、原子力に依存しない社会づくりの実現とその発信に全力で取り組んでまいる考えであります。

次に、東京電力の破産処理につきましては、汚染水対策を始めとする原発事故の収束、安全かつ着実な廃炉、被害の実態に見合った十分な賠償などが、福島復興の大前提であることを踏まえ、国及び事業者において判断すべきものと考えております。

次に、東京電力の資金調達方法につきましては、先月、東京電力が国から変更の認定を受けた特別事業計画に基づき、国及び事業者において適切に行われるべきものと考えております。

生活環境部長

温室効果ガスの削減につきましては、一定規模以上の事業者は、省エネルギー法及び温暖化対

策法により国に対する温室効果ガス排出量の報告が義務付けられており、排出量の低減に努めることとされております。県においては、事業者が温室効果ガスの削減目標を定めて知事と約束する福島議定書事業に、昨年度から、一年を通して削減に取り組む上級編を設け、事業者の自主的な取組をより促進しており、今後とも福島議定書事業の取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、除去土壌等の最終処分につきましては、昨年 12 月の中間貯蔵施設設置要請の際、環境大臣から、中間貯蔵後 30 年以内の県外での最終処分について法制化を図るとの方針が示されましたが、法制化の具体化を求めるべきとの地元からの強い意見も踏まえ、今年 12 日、施設配置計画案の見直しと設置受入れの判断は別であるとの前提の下、知事から、環境大臣、復興大臣に対して、県外最終処分の法制化に向けた具体的な方針を明確に示すよう強く申し入れたところであり、国の責任において、法制化を始めしっかり対応すべきものと考えております。

次に、柏崎刈羽原発の再稼働につきましては、汚染水問題などトラブルが相次いでいる福島第一原発の現状を踏まえ、国の原子力規制委員会において厳正な審査が行われるべきものと考えております。

次に、新規規制基準につきましては、原子力災害を踏まえた原子炉等規制法の改正や政府及び国会事故調査委員会の提言を受けて、原子力規制委員会において検討が進められ、取りまとめられたものと考えておりますが、県内原子力発電所の全基廃炉を求めている本県といたしましては、再稼働はありえず、廃炉に向けた取組において、必要な安全対策が講じられるよう、引き続き、国に強く求めてまいりたいと考えております。

次に、住民避難計画につきましては、本県は、県内原発の全基廃炉を求めているところであり、福島第二原発においては、運転を停止している原子炉施設における原子力災害の発生を想定し、福島第一原発を含め、暫定的に原子力防災対策を重点的に充実すべき区域とした十三市町村の全域を対象として、策定作業を進めているところであります。

現在、県内市町村や茨城県などと、避難先や避難者の受入数などについて、また、バス協会などの関係機関と移動手段等の確保について協議を行うとともに、避難時間を推計するシミュレーションを実施しているところであり、これらの結果を踏まえて、本年度内に計画を策定し、災害対策の充実強化に取り組んでまいります。

四、復興指針について

生活環境部長

空間と土壌のよりきめ細かなモニタリングと情報提供につきましては、帰還後の住民の被ばく線量低減のため、極めて重要であると認識しており、原子力規制委員会が、帰還に向けた基本的考え方で示している詳細なモニタリングや、線量マップによる分かりやすい情報提供などについて、国が責任を持ち、しっかりと取り組むよう、引き続き、求めてまいりたいと考えております。

五、損害賠償について

原子力損害対策担当理事

避難指示区域における精神的損害や避難費用につきましては、被害者の一人一人が事故前の生活を取り戻すことができるまで賠償されるべきであると考えており、国、原子力損害賠償紛争審

査会に対し、賠償の終期の判断基準を指針に明確に示し十分な賠償期間を確保するよう強く求めてきたところであります。引き続き、市町村、関係団体と共に地域の実情や被害の実態を訴えながら、指針の的確な、追加、見直しを含め、十分な賠償が最後まで確実になされるよう働き掛けてまいり考える考えであります。

県民を分断しない指針の策定につきましては、これまで、原子力損害対策協議会の活動を通し、県民に対する被害の実態に見合った十分な賠償はもとより、住民や地域、市町村に混乱や不公平を生じさせないように求めてまいりました。今後も、様々な損害に対し、個別具体的な事情や地域等における特別な実情への柔軟な対応と分かりやすく丁寧な説明を行うよう求め、住民の置かれている状況を十分に踏まえた賠償がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

六、汚染水対策について

生活環境部長

汚染水対策と廃炉につきましては、タンクからの汚染水漏えいや、原子炉圧力容器底部温度計の損傷、冷却設備の一時停止など、作業ミスによる重大なトラブルが連続して発生していることから、東京電力に対し、リスク管理や作業管理に万全を期し、再発防止を確実に図ることなどを緊急に申し入れるとともに、国に対しては、20日の廃炉安全監視協議会において、汚染水問題の解決に向け実効性のある取組を行い確実に結果を出すよう、さらには、監視強化を強く求めたところであります。県といたしましては、国に対し、喫緊の課題である汚染水対策と廃炉について、国自らの事業であるとの認識の下、現地の状況を的確かつ迅速に把握し、責任と主体性を持って取り組むよう、引き続き、現地の体制を含め、体制の更なる充実・強化を強く求めてまいり考える考えであります。

次に、英知を結集した汚染水対策につきましては、これまでも、国内外の英知を結集し、スピード感を持って取り組むよう、国に対し繰り返し求めてきたところであり、国においては、汚染水処理対策委員会やテーマごとの部会を設置し、各分野の専門家による詳細な分析や検討を行うとともに、国際廃炉研究開発機構を設立し、汚染水対策や廃炉に関する技術を国内外から広く公募し、これらに加え、今後さらに、国内外の専門人材を結集することとしております。

県といたしましては、世界の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すよう引き続き、国に求めてまいり考える考えであります。

農林水産部長

漁協の自主検査体制への支援につきましては、県では、これまで、簡易分析器の配備、検査マニュアルの作成、検査技術講習会の開催等を行ってまいりました。本年一月には、魚種や水揚量の増加に対応できるよう効率的な検査体制を構築するため、漁業団体、国、県、有識者等で構成される検討部会が設置されたところであります。今後は、この検討部会において、現状の検査における課題を整理するとともに、検査の方法、人員や機器の配置等について検討し、改善を図ることにより、漁協の自主検査体制の強化に取り組んでまいります。

次に、海底土壌の汚染につきましては、本県海域の42定点で、モニタリング調査を継続しており、放射性物質濃度は、低減傾向にあります。また、水産試験場で、放射性物質を含む海底土を用いたヒラメの飼育試験を実施したところ、魚体への放射性物質の蓄積は、確認されませんで

した。

今後は、本年10月にしゅん工予定の調査船いわき丸に、海底放射性物質の測定装置を装備し、詳細な調査を行うとともに、国や大学等との連携を図りながら、放射性物質が魚介類に与える影響等について、調査・研究を強化してまいります。

七、原発作業員の健康管理と人材の確保及び育成について

生活環境部長

原発作業員の健康管理につきましては、国が定めた指針等に基づき、国及び事業者が、一般健康診断や電離放射線健康診断、被ばく線量に応じたがんや白内障の検査のほか、心理面も含めた健康相談等を実施することとされており、県といたしましては、指針等に基づく健康診断の受診率等の状況や被ばく線量管理等の取組の状況を確認し、適切な健康管理に取り組むよう国に求めてきたところであります。

引き続き、これらの取組を確実に実施し、作業員一人一人の健康管理の充実を図るよう求めてまいります。

次に、原発作業員の健康状態の把握等の仕組みにつきましては、労働者安全衛生対策部会等において、被ばく線量の適正な管理、労働条件の明示等による雇用の適正化、国の指針に基づく、作業従事後も含めた長期的な健康診断や健康相談等による適切な健康管理など、今後長きにわたる廃炉作業を担う人材を安定的に確保、育成していくために必要な事項について、国に対し求めてきたところであり、引き続き、作業員が安心して働くことができる環境の整備に確実に取り組むよう求めてまいります。

保健福祉部長

原発作業員の被ばく線量等データにつきましては、県民健康管理調査における外部被ばく線量値やホールボディカウンターによる内部被ばく検査値などとともに総合的に管理していくことが重要であると考えており、このため、その共有化に向け、関係機関との調整を進めてまいり考えであります。

八、再生可能エネルギーの普及と省エネルギーについて

企画調整部長

県再生可能エネルギー推進センターにつきましては、地域が主体となった再生可能エネルギーの導入を進めるため、県内七つの地域に配置したコーディネーターによる相談対応や地元に着した事業化支援のほか、研修会の開催、住宅用太陽光発電設備への補助事業などに取り組んでいるところであります。

今後は、福島発電株式会社とも連携し、多種多様な発電設備の運用管理、県民参加型ファンドによる資金調達など、福島空港メガソーラーで培った知識や経験を共有し、地域の特性をいかした再生可能エネルギーの導入を積極的に推進してまいり考えであります。

生活環境部長

省エネルギーにつきましては、県民運動として実施している福島議定書事業において、学校や

事業所における省エネルギーの取組を推進しているほか、学校や団体を対象としていたエコチャレンジ事業の対象を今年度から家庭にも広げ、節電、節水や、省エネ家電・機器の購入を促進しております。今後とも、県民総参加による省エネルギーの取組を推進してまいる考えであります。

商工労働部長

省エネルギーに関する技術開発につきましては、これまでも、冷暖房への地中熱利用技術など、県内中小企業による技術開発への支援を行ってまいりました。今後は、ノルトライン・ヴェストファーレン州との覚書に基づく同州の企業や福島再生可能エネルギー研究所等と県内企業との共同研究を促進するとともに、新技術の実用化に向けた実証に係る経費を助成するなど、県内中小企業の技術開発を支援してまいります。

九、安倍総理の靖国神社参拝について（知事答弁）

十、集団的自衛権について（知事答弁）

十一、教育行政について

教育長

地方教育行政の執行機関につきましては、中央教育審議会の答申を受け、現在もなお、国において教育委員会制度改革の検討の中で様々な議論がなされているところであり、今後も引き続き、その推移を見守ってまいる考えであります。

次に、現行の教育委員会制度につきましては、教育に関する基本方針を始め、教育行政全般にわたり、合議制の利点をいかし、各委員の幅広い識見から審議、決定されていると考えております。

次に、道徳の教科化につきましては、有識者から成る国の懇談会が、道徳教育の新たな枠組みとして文部科学大臣に提言したものであり、県教育委員会といたしましては、今後の動向を注視するとともに、震災等の教訓を踏まえた本県ならではの道徳教育の推進に一層努めてまいる考えであります。

次に、教科書検定基準の一部改正につきましては、適正な教育内容の維持等を目的として文部科学省が実施したものと認識しており、来年度、小学校の教科書採択が行われることから、採択権者である市町村教育委員会が公正かつ適正に採択できるよう、参考となる資料の提供などに努めてまいる考えであります。

十二、子どもの心のケアについて

教育長

公立学校における児童生徒の心のケアにつきましては、教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校において、児童生徒の状況に応じた適切な支援に努めてきたところであり、来年度につきましても、スクールカウンセラー等を増員するとともに、教員の指導力の向上を図るための研修会を充実するなど、児童生徒の心のケアを行うための体制の充実に努めてまいります。

子育て支援担当理事

子どもの心のケアにつきましては、震災後、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所や市町村へ、児童精神科医、臨床心理士等の派遣を行い、専門的な見地からきめ細かな相談を実施しております。今後は、こうした取組に加え子どものメンタルヘルスを支援する大学やNPO等と連携しながら、継続的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

十三、臨時的任用教員について

教育長

常勤講師の社会保険の取扱いにつきましては、常勤講師は地方公務員法第22条に基づき、一年未満の任期を定めて採用し、その期間中は、社会保険に加入する手続を取っております。

常勤講師が翌年度も新たに採用される場合の社会保険等の取扱いにつきましては、厚生労働省から就労の実態に照らして個別具体的に判断する必要があるとの見解が示されたことから、今後の国及び他県の動向を見極めてまいりたいと考えております。

次に、定数内の常勤講師につきましては、これまでも縮減に努めてきたところであり、児童生徒数の推移による学級数の減少を見極めながら、配置しているところであります。

十四、労働環境の改善等について

総務部長

公契約条例の制定につきましては、我が国においては、既に、労働基準法や最低賃金法を始め、労働条件や賃金確保のための法整備が図られており、適正な労働環境を確保する上での労働条件や賃金水準は、基本的には、これらの法制度によって保護されているものと考えております。

商工労働部長

悪質な労働環境が疑われる企業への対応につきましては、県庁内に設置した中小企業労働相談所の専門の相談員が様々な労働相談に応じ、法違反の疑いがある場合には、監督官庁である労働基準監督署への申告を助言するとともに、国や商工団体等と連携し労働関係法令等の周知及び啓発を図るなど、きめ細かな対応に努めております。今後とも、これらの取組を通じて働きやすい職場環境づくりに向け積極的に取り組んでまいります。

次に、若者の働きやすい環境づくりにつきましては、若者を含む全ての労働者が生き生きと働けるよう、これまでも、県内企業のワーク・ライフ・バランスに向けた取組を認証するとともに、特に優れた取組について表彰するほか、アドバイザーの派遣などにより企業の意識啓発や職場環境改善への取組を支援してまいりました。

今後は、これらに加え、若者の職場定着に向けた専門の相談員による巡回相談を新たに実施するなど、若者の働きやすい環境づくりの促進に努めてまいります。

教育長

働く上で知っておくべき社会・のルールに関する教育につきましては、充実した社会生活を送るためには労働に関する制度等についての理解が大切であることから、公民科の授業や外部講師

の活用などにより、労働に関する法令や社会保障制度等について理解を深めさせるとともに、労働条件等に関する相談窓口についても周知を図っているところであります。

十五、農業問題について

企画調整部長

TPP交渉につきましては、地方の基幹産業である農林水産業の再生強化に向けた対策を講じること、国民に対し十分な情報提供を行うこと、被災地域の復興に最優先で取り組むことなどを国に求めてきたところであります。今後とも、交渉経過を十分に注視しながら、全国知事会等と連携して、国に対し、これらの対応を引き続き求めてまいる考えであります。

農林水産部長

農地中間管理機構による農地の貸付けにつきましては、地域での話合いに基づき、市町村が作成する「人・農地プラン」が法律に位置付けられており、地域の担い手への農地集積が優先されるものと考えております。また、今後県が定める農地中間管理事業の基本方針や、当該機構が定める農地の貸付けルールの中にも同プランの内容を考慮することを盛り込み、地域農業を支える担い手への農地集積を進めてまいる考えであります。

次に、米政策の見直しにつきましては、国は、これまでの生産調整の手法を見直し、需給情報を示すことにより、需要に応じた米の生産を農業者の経営判断と販売戦略等に基づき決められる環境を整備するとともに、様々な作物の生産拡大を目指す政策を打ち出しました。

本県におきましては、多様な売れる米づくりの推進を柱としながら、国の交付金等を活用し、酒米や飼料用米、さらには、大豆・そばなど、ニーズに応じた作物の産地づくりを進め、農業経営の安定を支援してまいる考えであります。

十六、子ども・子育て支援について

子育て支援担当理事

小規模保育施設につきましては、現在、国において、保育士をより多く配置している施設への財政支援など、保育の質を更に高めるための施策について、検討が進められております。県といたしましては、その動向を注視するとともに、引き続き、保育士の確保や研修などに取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブにつきましては、新制度においては、面積や職員の配置などの運営基準は、国の省令に従って市町村が条例で定めることとされているため、適切に運営されるものと考えております。

県といたしましては、指導員の確保や質の向上等の取組を支援してまいりたいと考えております。

再質問

長谷部淳県議

再質問をさせていただきます。最初に企画調整部長、原発ゼロの政治決断を政府に求めるとい

うことに関して、安倍政権が一昨日エネルギー基本計画の政府案を決定いたしました。原発を“ベースロード電源”などとした件です。新規規制基準に適合した原発は再稼働をすすめるということですが、福島原発でわれわれが体験したことは、いったん事故が起これば、予想もつかない重大な被害を及ぼして、その収拾には時間的にも費用的にも莫大な負担が求められるということです。その原発がどうして“低廉”だとか“安定的”だとか言えるのか。言えるはずがない。ベースロード電源と位置づけること自体、根本的に間違っているということだと思います。いまだに14万人近い県民が避難生活を送っているという現実や、圧倒的な多くの県民一人ひとりの尊厳や人権が侵されているという現実がまったく無視をされていると言わざるをえません。知事は一昨年の9月議会で「国においても原子力に依存しない社会を目指す必要がある」とおっしゃっているわけですから、県としてもその立場から、福島を置き去りにして原発推進回帰の総仕上げを狙うようなエネルギー基本計画政府案については県民の声としてきっちりと撤回を求めて、県内原発はもちろん、原発ゼロの政治決断をきちんと求めることが必要ではないかと思っておりますのであらためて企画調整部長にお答えいただければと思います。

それと生環部長、ご答弁のなかにもありました現地の対策本部のことです。ともかく今月に入ってからだけでも、4号炉の使用済核燃料プールの冷却停止、100トンもの高濃度汚染処理水の漏れ、ベータ線測定 of 極端な過小評価、2号炉圧力容器の温度計の損傷と、とにかく重大な事態が続いて、責任能力のない東電まかせではいよいよ立ち行かないということは誰もが感じ取っていることです。とにかく汚染水対策・廃炉作業に国として全力を傾注するという姿勢を、技術者や専門家も常駐してもらうというぐらゐの国の充実した体制を現地につくるということを確認させるくらいは国への要請が必要ではないかと思っておりますので、あらためてご答弁いただければと思います。

それと総務部長なんですが、予算編成にあたっての考え方なんですけれど、確かに寄り添ったいろんな事業をされているということは私も書類を見ればだいたいわかるんです。私が総務部長にお伺いしたいのは、現実問題として避難により失業を余儀なくされた人たちが一体何人いたのか、そしてこの三年間で何人がその職を得ることができたのか。あるいは生業を持っていた人が一体何人いて、この三年間で何人がふたたび生業を得られたのか、その実態が必ずしも明らかではありません。震災関連死が直接死を上回って、増え続ける現実は何を物語っているのかであるとか、一人ひとりの避難者・被災者の心身のケアは本当に行き渡っているのか。医療・介護・福祉の人手不足によるサービス提供の不足が一体何をもたらしているのかというのは、必ずしも実態としてつぶさに把握をされて有効な手が打たれているとは思えないものですから、私は質問の中で人権回復こそ目に見えなければいけないのではないかと聞いたのであります。これからの執行のありようも含めて、人権回復という視点をつらぬくという考え方についてあらためて総務部長の考えをお聞かせいただければと思います。

再答弁

総務部長

当然、予算編成にあたりましては、各県民一人ひとり、被災者がおかれた実態を十分踏まえたうえで、各部局から要求され、議論したうえできめ細かな政策をつくっているということをご

いますので、今後とも県民一人ひとりに寄添った予算を編成してまいりたいと考えてございます。

企画調整部長

原発ゼロにつきましては、本県原発事故の甚大かつ広範囲な被害の現状を踏まえまして、国において検討されるべきものであります。県といたしましては国および東京電力に対し引き続き県内原発の全基廃炉を強く求めてまいる考えであります。

生活環境部長

現地対策本部についてでございます。国においては、廃炉汚染水対策現地事務所、さらには廃炉汚染水対策現地調整会議等が設置されております。しかしながら、度重なる重大なトラブルも発生していることから、先日 20 日の廃炉安全監視協議会において更なる監視強化について強く求めたところであります。今後とも国が責任と主体性を持って取り組み、確実に結果を出すよう、現地の体制を含め体制の更なる充実強化を求めてまいる考えであります。

再々質問

長谷部淳県議

それぞれまた違う場で議論はしていきたいと思えます。まず商工労働部長におうかがいいたします。ブラック企業根絶についての目に見える取り組みをと質問いたしました。私のまわりにも働けなくなって引きこもったり、社会的に問題がある行動をしてしまったり、結婚も出来ない・子育ても出来ないという若者がおります。県がめざす働きやすい環境とは逆の環境が広がってしまっているということです。県にとっても重大な事態が進行しているという認識を持った上での対応が必要なのではないかと思えます。質問の中でも触れましたが、福島労働プランの中でも労働条件の実態を把握して、調査結果の公表を通じて就労形態の多様化への対応や、仕事と生活の調和のとれた働きやすい環境整備を促進を県自身がするという記述がありましたので、社会的なこういった問題が発生している以上、もっと目に見える形でブラック企業に対し、例えば直接県が訪問をするなり、是正の申し入れをするなり、わかった企業についてはホームページ等で公表をするなり、目に見える形で、県として働きやすい環境をつくるためにやってみようという姿を見せていただくことが必要かと思ひまして質問しましたのであらためてご答弁をいただければと思ひます。

子育て支援担当理事におうかがいます。ご答弁の趣旨はよくわかりましたが、私が言いたかったのは、小規模保育と放課後児童クラブと二つ聞きましたけれども、要は県内どこでも同じ質・水準の確保が必要でしょうということを知りたかったわけです。市町村が基準を定めるなどの実施主体の責務があっても、広域自治体としての県の役割というのは市町村間の格差是正や市町村間の調整としてあるわけです。たとえば、放課後児童クラブの基準を市町村が定める場合、国の基準の“従うべき規準”というのは指導員の資格と人数なんですよね、けれども、施設設備や運営に関することは参酌する基準ということで、場合によっては県内市町村によってばらばらになりうるということです。児童一人当たりの静養室の面積だとか、何時に開所するとか何時までやっているとか、そういうこともばらばらになりうるわけで、それが仮に子どもたちや保護者の皆さ

ん方に不利益を生じさせるようなものであれば、県が水準を確保するためのなんらかの手を打つべきだろうという思いで聞いたものですから、質や水準の確保を県としてどう担保するかということについて、もう一度おきかせいただければと思います。

知事にせっかく聞いたんですけれども、例えば、靖国参拝が安倍首相個人の信念であることは承知をしているわけです。私が聞いたかったのは、政治家・佐藤雄平知事に聞いたかったわけです。なおかつ地方自治体の長としての立場を聞いたかったわけです。特に知事は、「不戦の誓いを掲げた憲法の制定によって平和を希求する国家として国際社会から信任を得た」という憲法に関する認識を示されましたが、不戦の誓いにまったく相応しくない靖国神社という場で安倍首相はやるわけですよ。そのことについて知事からも、憲法の立場から靖国参拝への態度を明確にすべきだと思いますので、靖国（神社）をどう見ているのかということを含めて考えをお示しいただければと思います。

再々答弁

佐藤雄平知事

くり返しになりますけれども、安倍総理の靖国神社参拝については、総理個人の信念に基づいて行われたものと認識しております。

商工労働部長

企業への対応をもっと目に見える形でということですが、監督指導権限を持っております国においてしっかりと対応するというのが基本でございますが、県といたしましては、労働者の相談窓口を設けまして、その中でしっかり丁寧に相談に乗りまして、法違反がある場合には労働基準監督署への申告の助言をしているのが現実でございます。そういうことを通じて、合わせて企業への関係法令の周知もしっかりやって、環境の整備に努めていきたいと思っております。

子育て支援担当理事

放課後児童クラブの質の確保という趣旨の再質問ということでございますが、議員ご指摘のように国の省令で、守るべき基準と参酌すべき基準という二種類の基準があるということで、市町村はその基準に従って市町村内に設けました“子ども子育て会議”等の中で検討されて条例化していくということですので、適切な措置がされるものと我々は期待しております。

以 上